

掛川市教育委員会定例会会議録

教育委員会事務局

会議の名称	平成26年6月掛川市教育委員会定例会			
場 所	南体育館（し～すば）会議室	作 成 者	教育委員会教育政策室 富田正昭	
開催日時	平成26年6月27日（金） 午後3時30分から午後5時00分まで			
作成日時	平成26年7月10日（木）	次回開催日	平成26年7月30日（水）	
資 料	下記会議次第及び別紙添付資料のとおり			
出席者	委員長 委員長職務代理者 委員 委員 教育長 教育次長 こども希望部長	小野恵美子 山本和子 永田孝明 松浦昌巳 浅井正人 平出行良 佐藤益男	学務課長 学校教育課長 社会教育課長 図書館長 教育政策室長 教育政策室指導主事 教育政策室教育企画係長 教育政策室教育企画係	中根純一 佐藤嘉晃 松本一男 村松武 赤堀賢司 豊田彰規 富田正昭 片山能志晴

会議次第

- 1 開 会

- 2 5月教育委員会臨時会会議録の承認について
5月教育委員会定例会会議録の承認について

- 3 教育長の報告

- 4 協議事項
 - (1) 学校評議員の委嘱について
 - (2) 掛川市いじめ防止基本方針について
 - (3) 掛川市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について
 - (4) 掛川市図書館協議会委員の委嘱について

- 5 報告事項
 - (1) かけがわイングリッシュイマージョンキャンプ等の募集について
 - (2) 掛川市内小中学校のあらわれについて
 - (3) 平成26年度静西教育事務所地域支援課指導主事定期訪問について
 - (4) かけがわ学力向上ものがたり（我が校のものがたり）について
 - (5) 平成26年度掛川市教育委員会・こども希望部「園訪問」について
 - (6) 第15回記念静岡県市町対抗駅伝競走大会について
 - (7) 掛川市南体育館（し～すば）の利用状況について
 - (8) 平成26年6月市議会定例会一般質問及び補正予算について
 - (9) 平成26年度掛川の教育〈統計書〉の発行について

- 6 その他
 - (1) 平成26年度小学校教科用図書採択について
 - (2) 次回定例会の日程等について

協議事項

(1) 学校評議員の委嘱について

学校教育課長から、学校評議員の委嘱について、以下のとおり説明があった。

学校教育法施行規則第49条等により掛川市公立学校評議員を委嘱するものであります。東山口、桜木、横須賀の小学校3校と北、城東中学校の合計5校から学校評議員の推薦がありました。その内新任が9名、再任が20名であります。委嘱してよろしいか審議をお願いします。

特に意見はなく、承認された。

(2) 掛川市いじめ防止基本方針について

学校教育課長から、掛川市いじめ防止基本方針について、以下のとおり説明があった。

経緯であります。昨年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校では、いじめ防止基本方針の策定や、対策組織の設置が義務づけられました。市としましては、地域いじめ防止基本方針の策定やいじめ問題対策協議会の設置が、法的には努力義務ということですが、基本方針をきちんと打ち出し、それを基に各学校が全力で取り組んでいけるように考えました。「掛川市いじめ防止基本方針」は、総合的かつ効果的に防止対策を推進していくためのものであります。組織としましては、年2回開催されています要支援児等対策連絡協議会を掛川市いじめ防止対策委員会が兼ねる形ですで実施しています。

掛川市教育委員会は、平成24年度に「掛川市いじめ対応マニュアル」を国や県に先駆けて策定し、市を挙げて取り組んできましたが、「いじめ防止対策推進法」の12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「掛川市いじめ防止基本方針」を新たに策定しました。市では、「いじめ対応マニュアル」をもとに、いじめの未然防止からいじめ対処等、いじめ防止等に関するすべてを網羅した内容としました。さらに「いじめ追放宣言」など、特色ある実践を進めるための手引きとなるよう附属資料を充実させました。

いじめ問題の基本認識として、いじめがなくなる学校には、四層構造が見受けられます。見て見ぬふりをする者、周りではやし立てる者、いじめの加害者、いじめの被害者であります。逆に、いじめをなくすことができる学校は、人権意識や、自浄力が働き、仲裁者や制止者、友達など仲間集団的に取り組んでいる環境にあります。

いじめ防止等のための対策に関する基本姿勢についてであります。未然防止のためには、心の通い合う温かな人間関係を構築し、健やかでたくましい子どもを育てることが大切です。学校や保護者の取組に加え、「人づくり構想かけがわ」の理念のもとに、いじめ問題への対応の重要性を市全体に広め、学校・家庭・地域が一体となって取り組むものであります。特に重点を置いている取組は、隔月で10日を含む週を「いじめゼロ強化週間」と位置づけて、各学校がいじめの未然防止に関する創意ある取組を行うことやいじめ問題について協議する機会を設け、保護者や地域ぐるみでいじめ根絶に取り組むものであります。

教育長：いじめ防止基本方針を出している市ではありますが、近隣市では、浜松市のみであります。全国的には、出している市もありますが、県下で当市は、先進市であります。この方針書は、マニュアル的な要素も取り入れ、丁寧に防止対策がわかりやすくまとめられています。

委員：今まで、この方針書が示されるまでは、対策はどのようにとっていたのですか。事があってから対応していたのですか。

教育長：当市では、基本方針に掲載されていますように、平成24年度に「掛川市いじめ対応マニュアル」を国、県に先駆けて策定し、取り組んできました。それ以前は、各学校ごと指導通知文等を発し取り組んできました。今回それらの集大成として「掛川市いじめ防止基本方針」を策定しました。

委員：正式にこの基本方針が示され、足並みがそろってスタートした訳ですね。いじめによる不登校で、欠席している子ども達がいると思われませんが、これからこのマニュアルに沿って救済措置がとられていくのですか。

学校教育課長：1週間以上継続して休んだ場合、不登校扱いになりますが、いじめにより不登校になる子どもは、現在ほとんどいません。

教育長：不登校の原因としましては、外部的な影響によるものよりも、本人の心の問題によるものの方が多い傾向にあります。心の問題を取り除くことは、難しい面がありますが、先生方は、日々取り組んでいます。

学校教育課長：大津の事件があってから、教育関係者は過敏となっています。以前より、長期欠席になるケースが少なくなっている傾向があります。むしろ一気に自傷行為に発展するケースが見受けられます。

委員：私が耳にしたいいじめの一例ではありますが、単学級の小学校では、加害者によるいじめの対象が変わっていく傾向にあるとのことでもあります。先生は、授業中では見つかりにくいいじめの実態を、大切な休み時間にクラスの様子を見て対応していただきたいと思えます。家庭によって価値観が違いますので、学校で共有して幼児期からいじめがいけないことを教えていく必要があると思えます。京都市の様に、人権週間を設定して1週間人権の授業をきっちりやっている例もありますので、人権等について自分で考えさせることも必要であると思えます。

教育長：いじめのなくなる学校は、見て見ぬふりをする者や周りではやし立てる者がいる傾向にあります。逆に、いじめをなくすことができる学校は、いじめの加害者の周りに、制止者や被害者との間に仲裁者や友達がいて、つつみこむ集団の構造となっています。仲間で行って取り組んでいくことが必要であると思えます。

委員：いじめ防止基本方針の冊子は、先生方に一人一人に配付され、このマニュアルを見ながら指導されているのですか。

学校教育課長：当市では、すでに平成24年度に「掛川市いじめ対応マニュアル」を他市に先駆けて策定し、取り組んでいます。特にいじめの早期発見や、未然に防ぐための対策等を強化しています。基本方針の中に「気持ちの面で、個々がしっかりしていくことが必要である」ことを追加しました。

マニュアルの配付であります。各学校へ1冊ずつ配付しています。また、ホームページにも掲載していますので、個々の先生方は、パソコンでの閲覧ができますのでそれにより対応しています。また、校内の研修等にもこの資料が活用されています。

委員：保護者へのいじめに対する意識付けが必要だと思います。家庭の中でも話題にしていただき、できれば、保護者、地域等全ての方々にいじめ撲滅の意識が伝わると効果的だと思います。インターネットのホームページでは、見るようで見ないので、あまり効果がないように思います。

学校教育課長：いじめ撲滅の意識を伝える方法としましては、1、2枚の啓発資料の配付が効果的だと思います。いじめ防止強化週間に配付する方法もよいと考えます。

教育長：お茶の間で人権教育をしっかりやっていただきたいと思います。とにかく、みんなで取り組まないと効果がないように思います。

委員：加害者の親を学校へ呼んで指導する場合は、被害者の親との仲が悪くなる等に発展しかねないので、随時、経過をみながらアフターケアをしていく必要があると思います。

委員長：教師が見逃してはならない「子どものサイン」が、10項目掲載されていますが、中学生くらいの年齢になりますとなかなか見つけにくい面もありますので、多くの人の目が必要だと思います。特に、お茶の間で親がちょっとした子どものサインを汲み取る必要があると感じます。大津の事件のように、いじめの実態の把握が困難な事例もありますので、学校の調査以外にも、オープンにして第三者の力を借りることも必要であると思います。

幼児期から、いじめはいけないという基本を作っておくことが必要であります。社会人になってもいじめは存在するということを認識しながらも、健全に人付き合いができる人になってもらうように導くことが大切であると思います。

他に意見はなく、承認された。

(3) 掛川市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について

図書館長から、掛川市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について、以下のとおり説明があった。

掛川市子ども読書活動推進会議規程第3条により、掛川市子ども読書活動推進会議委員を委嘱するものであります。委嘱事由は、改選の年に当たり任期満了により新たに委員を委嘱するものであります。任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間です。

第3条には、推進会議は、委員15人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱すると謳われています。委員15人のうち新任が5人、再任が10人で提案させていただきました。ご審議をお願いいたします。

特に意見はなく、承認された。

(4) 掛川市図書館協議会委員の委嘱について

図書館長から、掛川市図書館協議会委員の委嘱について、以下のとおり説明があった。

図書館法第15条並びに掛川市図書館条例第8条第3項により、掛川市図書館協議会委員を委嘱するものであります。委嘱事由は、協議会委員1人より退任の申し出があったためであります。委嘱委員は、4月1日付けの異動により曾我小学校長の佐藤利夫氏に新たに委員を委嘱するものであります。任期は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの残任期間1年であります。

ご審議をお願いいたします。

他に意見はなく、承認された。

5 報告事項について

(1) 「かけがわイングリッシュイマージョンキャンプ」等の募集について

学校教育課長から、「かけがわイングリッシュイマージョンキャンプ」等の募集について以下のとおり説明があった。

イングリッシュイマージョンキャンプにつきましては、7月31日木曜日から8月1日金曜日までの1泊2日で行われます。会場は、原泉小学校跡地の「さくら咲く学校」と「ならここの里」であります。現在、小学生30人、中学生10人、合計40人の定員に対し123人の応募があります。

イングリッシュイマージョンデイトリップにつきましては、8月5日火曜日と8月8日金曜日の日帰り2日で行われます。会場は、「さくら咲く学校」であります。現在、小学生30人、中学生10人、合計40人の2日間の定員80人に対し21人の応募があります。キャンプに行けない小中学生にこのコースの案内をしていきたいと考えています。

(2) 掛川市内小中学校のあらわれについて

学校教育課長から、掛川市内小中学校のあらわれについて、以下のとおり説明があった。

5月14日に、栄川中学校の1年生38人が、同校で避難所生活体験学習を行いました。この学習は、地域の方々等との宿泊体験を通して、集団生活のルールやマナー、防災に関する知識や心得を学ぶとともに被災者の苦労を知ってもらうために行われるもので、今回で4回目であります。5月21日には、子どもたちの環境学習に役立ててもらおうと(株)サカタのタネ掛川総合研究センターから市内の小中学校28校へサンパチェンスの苗960鉢が寄贈されました。この植物は、大気汚染に対する浄化作用能力の高い植物として同社が開発した品種であり、市内小中学校を代表して桜が丘中学校において寄贈式が行われました。6月3日には、西郷小学校5年生58人が、学校近くの田んぼで田植えに挑戦しました。児童は、総合的な学習の時間として、地域おこし団体「美郷会」の指導を受けながら米作りを行っています。5月上旬に水田に近接した「市総合育苗センター」で児童がもみ蒔きまきをし、発芽した苗を学校で育ててきました。田植え後は、9月下旬に刈り取り作業を行

う予定であります。

5月の交通事故、非行問題、不登校、いじめ問題につきましては、発生件数等は、次のとおりです。交通事故は、小学校2件、中学校3件、非行等問題行動は、小学校5件、中学校18件。不登校児童4人、生徒33人。いじめ問題は、小学校3件、中学校2件でありました。特に大きな問題となるトラブル等は発生しませんでした。

委員：スマホ、ライン等のインターネットによるトラブルは、市内の学校では発生していますか。

学校教育課長：5月は、ありませんでしたが、前年度に、メールを通して誹謗中傷のトラブルが数件ありました。また、ネット上に本人がいやがった写真が掲載された例がありました。都市部では、ラインの乗っ取りやなりすましといった例もあるように聞いています。

委員：先日、ICTの研究指定校である倉真小学校を見学させていただき、親もスマホなどの情報機器の使い方を勉強する必要があると感じました。また、中学校ではラインによるトラブルがあるとのこと聞いていますので、親が介入する必要があると思いました。

委員：スマホ、ライン等の危険な使い方を防ぐための講習が必要だと思います。

教育長：インターネット上は、決められたルールがないことが問題であると思います。真面目な人や純粋な人に、業者がつけ込んで、被害を被るケースが多いように思います。今後は、交通ルールのように厳しいルールが必要であると思います。

(3) 平成26年度静西教育事務所地域支援課指導主事定期訪問について

学校教育課長から、平成26年度静西教育事務所地域支援課指導主事定期訪問について、以下のとおり説明があった。

静西教育事務所地域支援課指導主事による定期訪問が、6月12日の中小学校から12月4日の大須賀中学校まで、小学校22校、中学校9校の計31校予定されています。委員の皆様には、あらかじめ予定をお聞きし、訪問日を設定させていただきました。ご都合が悪い場合は、訪問していただく学校に連絡をお願いします。以上であります。

(4) かけがわ学力向上ものがたり（我が校のものがたり）について

学校教育課長から、かけがわ学力向上ものがたり（我が校のものがたり）について、以下のとおり説明があった。

昨年度、「学力」とは何かを学校・家庭・地域で共通理解をして、どのようにしたら学力向上が図れるか、その理念や方法等を「ものがたり」としてまとめた「かけがわ学力向上ものがたり」の本編を策定し、関係機関に配布しました。今年度は、児童生徒の学習状況に基づいた各学校独自の特色ある「我が校のものがたり」を作成し、全教職員が共通理解のもとに組織的な協働を図り、学力向上への積極的な取り組みを進めていくものであります。スタートしたばかりですので、その都度改善しながら進めていきたいと考えています。

30日の校長会で配付し、他校の取組を参考にさせていただくよう考えています。説明は以上であります。

委員：7月29日に開催される円卓熟議でも、現場の先生方と学力向上について、話し合いをしていきたいと思います。

教育長：ものがたりとは、どのような意味を持つのですかとよく聞かれますが、ものがたりには、起承転結があります。市の教育委員会が、方針を示し、学校が実践し、子ども達が、エピソードを混じえながらいろいろな取り組みをしていくことを考えています。何年かこの計画を推進し、様子を見ながら、一定の成果があがった後に、最後に家庭のものがたりを策定していきたいと考えています。

委員：学力向上ものがたりが、お茶の間の話題となるといいですね。

委員：学校の先生方は、異動によって赴任先の学校のカラーに染まってしまい、先生の良い面やカラーが出しづらい面があるのではないかと思います。良い伝統は、継承していく必要があると思います。

教育長：学校の規模や条件によって、先生のカラーが出しにくい面があるかもしれませんが、良いものは、取り入れていく土壌はあるように思います。みんなで広めていく気風、広がりはあると思います。

委員長：真の学力とは何か。簡単ではないと思いますが、小学生、中学生と立場が違いますが、本物の学力をこのものがたりを機会に身につけてほしいと思います。

教育長：我が校のものがたりでは、各学校の思いや願いが見て取れます。先生方が一生懸命努力していることを、保護者の方々に理解していただくことが大切であると思います。

(5) 平成26年度掛川市教育委員会・こども希望部「園訪問」について

こども希望部長から、平成26年度掛川市教育委員会・こども希望部「園訪問」について以下のとおり説明があった。

6月3日から12月3日までの間に、市立幼保園・幼稚園に12回、私立幼保園に5回の訪問日を設定させていただき、先般お伺いしたご希望の訪問日を表にまとめさせていただきました。この日程で、教育委員の皆様にご出席していただき、ご指導をお願いするものがあります。説明は、以上であります。

(6) 第15回記念静岡県市町対抗駅伝競走大会について

社会教育課長から、第15回記念静岡県市町対抗駅伝競走大会について、以下のとおり説明があった。

第15回記念 静岡県市町対抗駅伝競走大会につきまして、本年12月6日(土)に開催されますが、先日、6月13日(金)に本年度役員委嘱式が開催され、資料の名簿のとおり役員委嘱をいたしましたので、報告いたします。

競技役員として、本年度掛川チーム監督に、掛川市陸上競技協会会長をお願いし、コーチに同陸上競技協会の2人に、そして、強化コーチとして、スズキ浜松アスリートクラブ

から1人お願いしております。

練習会などの日程につきましては、毎週水曜日を練習日としまして25回を予定しています。一昨日25日(水)から練習が始まりました。

8月に第1回の選考会を行い、10月の第3回、最終選考により選手が決まり、選手団が結成されます。11月に壮行会を行い、12月6日(土)の本番を迎えるという予定となっています。

今回、目標を15位以内として、取り組んでいきますので、教育委員の皆様からも、熱い応援をよろしくお願いいたします。説明は、以上です。

(7) 掛川市南体育館（し～すぼ）の利用状況について

社会教育課長から、掛川市南体育館（し～すぼ）の利用状況について、以下のとおり説明があった。

本日、定例教育委員会の会場となっています、掛川市南体育館（し～すぼ）の利用状況につきまして、報告いたします。

利用者数につきまして、開館した4月1日から6月19日までの78日間の状況を報告します。利用者数は延べ11,023人、1日平均141人となっています。4月、5月、6月の1日平均の変化を見ますと、月を追うごとに、利用者が増えている状況となっています。

内訳では、特にトレーニング室の利用が多く4,971人で、使用料金が安く、利用しやすくなっています。パスポート会員の登録者数が、現在213人となっています。

また、し～すぼ利用登録団体は61団体で、体育協会が独自に実施している掛川総合スポーツクラブ（掛スポ）も子ども向け、成人向けとも好評を得て開催しています。説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

(8) 平成26年6月市議会定例会一般質問及び補正予算について

教育次長から、平成26年6月市議会定例会一般質問及び補正予算について、以下のとおり説明があった。

一般質問につきましては、今回10人の議員から質問がありました。全体的には、お茶関係、防災関係、ゴミの関係等が主だったところであります。教育委員会関係では、2月市議会定例会一般質問においては、11人中8人の質問がありましたが、今回は、10人中1人でありました。質問内容であります、「小学校、中学校の防災スタディの取り組みについて」でありました。回答としましては、3.11の東北大震災以降、掛川市では、防災教育を最重要課題として取り組んできたこと。一例では、西中学校で被災者を想定した手当学や、ある学校では、毎月11日を防災の日と定め、防災について勉強したり、訓練を行ったりしていることを挙げて回答しました。

再質問では、全戸配付されるハザードマップの活用や各家庭での防災の取り組みが大切ではないかという内容でありました。回答としましては、釜石の奇跡「てんでんこ」を例に挙げて、お茶の間で家族間で話し合う運動を推進していきたいという内容でありました。

補正予算につきましては、3つ提案させていただき、主なものとしては、中央図書館の駐車場整備事業に7,300千円、ステンドグラス美術館準備費として11,000千円を挙げさせていただきました。委員会では、全会一致で可決されました。

(9) 平成26年度掛川の教育〈統計書〉の発行について

教育政策室指導主事から、平成26年度掛川の教育〈統計書〉の発行について、以下のとおり説明があった。

平成26年度掛川の教育〈統計書〉ができあがりしましたので、中身をご覧いただき、内容や統計的な数値等につきまして、ご意見等がありましたら事務局までお寄せください。平成27年度の〈統計書〉に活かしていきたいと考えています。よろしく申し上げます。

6 その他

(1) 平成26年度小学校教科用図書採択について

平成26年度小学校教科用図書採択について、定例会の会場に各教材会社の教科書の見本を展示し、教育委員に閲覧していただき、学校教育課長から主な教科書の概要説明があった。

(2) 次回定例会等の日程等について

① 7月教育委員会定例会日程

日 時： 7月30日（水） 午後1時30分～
開催場所： 市役所南館 教育委員会室

② 8月教育委員会定例会日程

日 時： 8月27日（水） 午後1時30分～
開催場所： 大東図書館 会議室

③ 10月教育委員会定例会日程

日 時： 10月28日（火） 午後1時30分～
開催場所： 市役所南館 教育委員会室

(3) その他の予定

① よりよい教育のための円卓熟議

日 時： 7月29日（火） 午前9時00分～
開催場所： 教育委員会会議室

② 第1回人づくり構想かけがわ推進本部会議

日 時： 7月30日（水） 午後3時30分～
開催場所： 庁議室

③ 第2回人づくり構想かけがわ推進本部会議

日 時： 10月28日（火） 午後3時30分～
開催場所： 庁議室

④ かけがわ教育の日

日 時： 11月15日（土） 午前9時00分～
開催場所： シオーネ

(4) 連絡事項

社会教育課長から、以下のとおり説明があった。

5月定例教育委員会において、質問のありました、「ステンドグラス美術館と言っているが、美術館と言って良いのか?」「登録美術館について、学習しましょう」ということについて、報告します。

博物館法に基づく美術館には、第4条で館長と学芸員を置くというもので、特に美術館と名乗れないという決まりにはなっていません。

県の教育委員会が備える「博物館登録原簿」に登録するためには、公立博物館（美術館）の場合には、『公立博物館の設置及び運営に関する基準』というものがあり、第4条に記載の施設、設備を備えるとあり、第5条には、面積も2,000㎡を標準とする等となっています。

以上のことを踏まえると、単独で登録美術館として申請するには無理があるように読み取れます。説明は、以上です。